

No. 160(2018/5)

## FOX News Network, LLC v. TVEyes, INC (2018年2月27日:控訴審) —メディアモニタリングサービスについてフェアユースを認めた原審を覆した事例—

弁護士 石新 智規

### 1 はじめに

メディアモニタリングサービスの一部視聴機能について、フェアユースの成立を認めていた原審の判断を覆し、フェアユースを否定し、権利者の要求する差止請求を認める判決が下された。米国におけるフェアユース法理の形成に大きく寄与してきた第2巡回区控訴裁判所の判断である。

特に、SLN149号で紹介されたグーグルブックス判決ではフェアユースを認めた同裁判所が、フェアユースを認めた原審<sup>1</sup>の判断を覆したという点で注目すべき判断なので、その概要をご紹介します。

### 2 判決の概要

#### (1) 当事者

TVEyes, Inc. (以下「TVEyes」と記す)

- 1400以上のテレビ・ラジオ番組(FOXの番組が含まれている)の視聴覚コンテンツを継続的に(1日24時間、週7日)録音・録画してデータベースを構築し、その顧客に対して、番組の検索・検索にヒットする(最長)10分のビデオクリップの一部視聴・アーカイブ・ダウンロード・他の者へ電子メール送信を可能にするサービス(月額500ドル)を提供している。

FOX News Network, LLC (以下「FOX」と記す)

- ケーブル又は衛星サービスの会員視聴者に対して、インターネット上でニュース番組のライブストリーミングサービスを提供している。FOXはこのサービスの手数料をケーブル事業者から得ており、その手数料収入がその収入の大部分を占める。
- FOXは放映したニュースのクリップをYahoo!、Hulu、YouTubeなど第三者に

<sup>1</sup> なお、本件の原審については、文化庁のワーキングチームにおいて報告する機会を得た。その際の資料がウェブ上で公開されているので、併せてそちらもご参照いただきたい。平成28年10月20日平成28年度「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」(第3回)における報告資料を参照されたい(以下のURLで入手可能)。

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/needs\\_working\\_team/h28\\_03/pdf/shiryo\\_1-1.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/needs_working_team/h28_03/pdf/shiryo_1-1.pdf)

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/needs\\_working\\_team/h28\\_03/pdf/shiryo\\_1-2.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/needs_working_team/h28_03/pdf/shiryo_1-2.pdf)

ライセンスし、ロイヤルティ収入を得ている。また、ライセンス業務を第三者に委託し、会社・政府機関等に対してもニュースクリップを提供している。

上記のとおり、ライブの放送に加えて放送済のニュースクリップの提供サービスを提供している FOX が、TVEyes のサービスを同社の著作権を侵害するとして提訴した。

(2) 本判決における争点

本判決における争点は、テレビ放送の録画データベースで検索された FOX のビデオクリップを一定時間（10 分以内）再生・視聴できる機能がフェアユースとして保護されるか<sup>2</sup>。

(3) 結論（フェアユース否定）

- ① FOX の大量なコンテンツから顧客の関心に対応するものを見つけ出し、容易に検索（アクセス）できるようにすることを可能にするという限度において、TVEyes による FOX のコンテンツの再配信は変容的な（transformative）利用目的に沿ったものといえることができるが、TVEyes のサービスは、全ての FOX のコンテンツを一定時間視聴可能にし、ニュースクリップのライセンスにより収入を得ている FOX が得るべき利益を奪っており、フェアユースとは言えない。
- ② 地裁がフェアユースと判断した点を取り消し、差止の内容について見直すために下級審に差し戻した。

### 3 判断の内容

(1) TVEyes のサービス内容

- ① 大量のテレビ番組（FOX の番組を含む）を大量に録音・録画し、テキスト検索（主に、放送のクロズドキャプション〈字幕〉に基づく）が可能なデータベースを構築して、顧客の関心に合致する語句に言及している 10 分間（最長であり、大部分は 2 分以内のもの）のビデオクリップを視聴可能にする<sup>3</sup>。
- ② TVEyes は、1400 以上のチャンネルのテレビ放送番組を 24 時間、毎日録画するとともに、放送に伴うクロズドキャプションも複製することで、各番組で語られた内容のテキスト検索を可能にする。
- ③ 顧客は、検索語を入れ、当該検索語がヒットするビデオクリップのリストを得る。該当ビデオのサムネールをクリックすると、検索語の 14 秒前からビデオが再生され、検索語がハイライトされた字幕が表示される。
- ④ ビデオクリップは 10 分を超えて視聴することはできないが、無制限にクリップを再生することができる。ただし、番組全体を視聴することができないように、クリップを連続的に再生できないように作られている<sup>4</sup>。TVEyes は、検索と一部再生

---

<sup>2</sup> この点は、グーグルブックス検索における検索結果に加え、書籍の一部（スニペット）表記によりコンテンツの内容を読むことができると比較すると理解しやすい。実際、TVEyes の主張は、グーグルブックスのスニペット表記と本件におけるクリップの再生を同様に扱うことを求めるものである。

<sup>3</sup> 膨大なテレビ番組等のコンテンツから顧客が関心を寄せる内容を取り扱っているクリップを効率的に見つけ出すことを可能にするサービス。例えば、ある商品がメディアでどのように扱われているかを知るため、その商品に言及する番組クリップを見つけ出し、視聴し、当該クリップを第三者と共有することができる。

<sup>4</sup> 連続的な視聴を制限する仕組みが有効に機能しているかについて争いがある。

機能のほか、付随的なサービス（機能）も提供している<sup>5</sup>。

- アーカイブ機能<sup>6</sup>
- ダウンロード機能
- メールでの転送（TVEyes の会員ではない者とも共有できる）機能
- キーワード検索・日時検索・チャンネル検索

⑤ 月額約 500 ドルで業務利用目的のみに限定

⑥ 主なクライアントは、ジャーナリスト・政府機関（ホワイトハウスを含む）・政治団体・法執行機関・軍隊・営利／非営利団体。

例えば、州警察は、ある事件等が各地でどのように報道等されているかを追跡し、事実誤認などがあれば訂正するために利用している。団体や政治家がどのようにメディアで取り上げられているのかを把握するのにきわめて便利なサービス。

## （2）訴訟の経緯

① FOX は、TVEyes が上記データベースを構築すること自体については異議を述べず、FOX のコンテンツ（ビデオクリップ）がその許諾なくデータベースから提供されることを著作権侵害と主張し、サービスの差止めを求めて訴訟を提起した。

② 地裁の判断は次のとおり、一部差止めを認める内容である。

- フェアユース（差止めは認められない）

- ・ キーワード検索サービス
- ・ 検索の結果ヒットしたビデオの視聴サービス
- ・ アーカイブ作成サービス（ただし、TVEyes のサーバ内）

- フェアユースではない（差止めを認容）

- ・ 検索結果のビデオクリップをダウンロードできる機能
- ・ 第三者に検索結果のビデオクリップを電子メールで送信できる機能
- ・ 日時・チャンネル検索機能サービス<sup>7</sup>

③ 双方が控訴。ただし、FOX は、原審で主張していた不正競争等の根拠に基づく主張はせず、著作権侵害のみに主張を絞った。

## （3）争点と裁判所の判断（フェアユースの該当性について）

① 米国著作権法 107 条<sup>8</sup>の一般的な解釈指針

<sup>5</sup> 顧客との契約において、ダウンロード機能の利用を内部での検証・分析・研究目的に限定するなど、その利用をさまざまに制限していると TVEyes は主張したが、FOX は TVEyes の対応は効果的なものではなく、内部利用のためのサービスとはいえないと反論した。

<sup>6</sup> アーカイブしないとデータベースに録画されたコンテンツは放映から 32 日間経過後に自動的に消去される。

<sup>7</sup> 本判決は、日時・チャンネル機能自体は著作権侵害の問題ではなく（この点は原審と判断が異なる）、検索の結果、クリップが視聴できる形で提供されていることが侵害であると指摘している（判決文注記 6）。

<sup>8</sup> 第 107 条（翻訳は、公益社団法人著作権情報センターが提供する翻訳を利用させていただいた）。

「批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユース(コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェアユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)
- (2) 著作権のある著作物の性質
- (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性
- (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響

- 107 条の各要素はケースバイケースで判断される。
- 4 つの要素は必ず評価されなければならないが、その他の要素の考慮を排除するものではない。
- 第 4 要素が最も重要な要素ではあるが、要素の間において軽重がある。
- フェアユースは抗弁であるから、立証責任は TVEyes（被告）にある。  
 前述した TVEyes のサービスを、「検索機能」と「視聴機能」に分け、本件で FOX が争っている「視聴機能」について、107 条のあてはめを行った。

## ② 各要素のあてはめ

### (ア) 第 1 要素（利用目的 フェアユースに若干有利 ○）

- 両当事者が Google Books 判決（同じ第 2 巡回区控訴裁判所）に大きく依拠し、本件の分析の出発点になると指摘。
  - Google による書籍の全文複製はテキスト検索を可能とするデータベースを作り出し、検索結果は、それが抜き出された原著物とは目的・性質・表現・意味・メッセージが異なるので、変容的利用目的が認められる。
  - 検索結果が検索に対応するものであることを確認することができるので、著作物の一部（スニペット）表示は、検索機能にとって非常に重要な価値を加えるものとして認められる。
- Google Books と同様、TVEyes サービスによって、ユーザーは、関心のある内容を扱っている番組を 32 日間ずっと監視する必要なく全て視聴することが可能になる。放送された時間や場所と関係なく、ユーザーによって望ましい時間と場所で視聴することができるという点で、Sony 事件<sup>9</sup>（テレビ録画をフェアユースと判断した 1984 年の最高裁判決）と類似するので、視聴機能について、利用目的の変容があると指摘する。
- しかし、変容的な目的かどうかだけでなく、本件では、TVEyes のサービスが営利目的で行われていることについて考慮し、営利目的利用はフェアユースに否定的に、特に二次的な利用の変容が大きなものではない場合に否定的に作用すると判断した。
- TVEyes の視聴機能は、コンテンツの伝達方法という点で変容しているものの、提供されるコンテンツそのものは全く変容しておらず、「新しい表現、意味又はメッセージ」もなく変容の程度は大きくはないので、営利目的があることは、フェアユースの判断に否定的に働く。  
 以上のとおり、目的の変容と営利目的があることを考慮し、第 1 要素を、わずかながら TVEyes（フェアユース判断）に有利に判断した。

### (イ) 第 2 要素（著作物の性質 △）

- 第 2 要素は、フェアユースをめぐる紛争ではほとんど重要な役割を果たさず、本件でも、有利にも不利にも働かない。
- ニュースは「事実」に近い性質のものであるから、本件ではフェアユースに有利に評価されると TVEyes は主張したが、裁判所は、FOX のコンテンツはあくまで「事実的な著作物」として、その主張を認めなかった。

### (ウ) 第 3 要素（使用された部分の量および実質性 フェアユース否定 ×）

- 複製の量が非常に多い場合又は著作物のもっと重要な部分を含んだものであ

<sup>9</sup> Sony Corporation of America vs. Universal Studios, Inc., 464 U.S. 417 (1984).

る場合には、第3要素はフェアユースではないという判断に傾く。

- TVEyes のユーザーが視聴したいと思っている FOX の番組が実際には全部視聴できるようになっているので、第3要素は FOX に有利に（フェアユースには否定的に）判断した。
- さらに、TVEyes のサービスは、Google Books と異なる。Google Books におけるスニペット表示は、ユーザーが書籍コンテンツのほんのわずかだけを見ることができるように設計されていた。次のような特徴から、スニペット表示はユーザーがニーズに対応した書籍であるかどうかを判断することは可能にするが、著者が書籍によって読者に伝えようとした部分をユーザーが見ることはほとんど不可能と言える程度に内容が短くされている。
  - スニペットが1ページの8分の1、テキストでいえば3行程度のもの
  - 一つのまとまりができる複数のスニペットを検索できない
  - 書籍の22パーセントはもともと表示されない
  - スニペットでも必要とする情報が伝達されるため、辞書や調理本は対象外
- 一つのトピックに関するニュースの標準的な長さを前提とすると、TVEyes が（最長）10分のクリップを顧客に提供する結果、TVEyes の顧客に FOX の番組のほぼ全て（FOX からライセンスに有料で提供されている内容の全て）を提供することになる蓋然性が高い。よって、著作物の重要な部分を提供している。

以上から、第3要素を FOX に有利（フェアユースには否定的）に判断した。

(エ) 第4要素（著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響フェアユース否定 X）

- 第4要素がもっとも重要な要素である（Harper & Row 判決<sup>10</sup>）。
- この要素の評価は、複製物の提供が市場に原著作物又はその二次的著作物の代替品を市場に提供するものとなり、著作権者から重要な利益を奪う結果を生じるものかどうかにより焦点を当てる（Google Books 判決<sup>11</sup>）。
- 現在の侵害者の行為によって生じる市場の損失だけでなく、同種の行為が反復・普及した場合に生じるとされる損失も考慮しなければならない（Campbell 判決<sup>12</sup>）。
- 著作権者は、その排他的権利が侵害されるものでない限り、ライセンスを求めることはできない。また、仮に侵害するものであったとしても、伝統的な市場、合理的な市場又は開拓される予定の市場に関する潜在的なライセンスの収益への影響のみが考慮される（Texaco 判決<sup>13</sup>）。
  - TVEyes は、そのサービスが市場において FOX のサービスに代替するものではないと主張したが、TVEyes のビジネスの成功がビデオクリップの検索と視聴サービスに対し需要があることを示すものであるとして、TVEyes がクリップ形態で FOX のコンテンツを顧客に提供することが同社のサービスの価値を増していることは明白であるから、当該コンテンツの提供につい

<sup>10</sup> Harper & Row Publishers, Inc. v. Nations Enters., 471 U.S. 539. (1985).

<sup>11</sup> Authors Guild v. Google, Inc., 804 F3d.202 (2d Cir. 2015) .

<sup>12</sup> Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc., 510 U.S. 569 (1994) .

<sup>13</sup> Am. Geophysical Union v. Texaco, Inc., 60 F3d.913 (2d Cir.1994) .

て FOX に対してロイヤルティを支払うべきである。

– TVEyes が FOX の許諾なく顧客に対し FOX のコンテンツを提供することにより、TVEyes 又は他の類似業者からのライセンス収入を FOX から奪う結果を生じている。

– よって、本件では、ライセンスなく FOX の番組コンテンツへのアクセスを販売することにより、TVEyes は FOX が著作権者として得るべき収益を奪っている。

- 以上から、第 4 要素を FOX に有利（フェアユースには否定的）に判断した。

### ③ 総合評価

- フェアユースか否かの判断は、上記各要素のあてはめ及びその他の関連事情の総合考慮によって決まる。下記のとおり各要素を評価し、全体的な利益考量の結果、FOX に極めて有利に判断し、フェアユースの成立を否定した。

– 変容的な利用を認めることができるが、その変容の程度は中程度のものである。他方、営利目的が認められることから、第 1 要素はわずかに TVEyes に有利に評価できるにすぎない。

– 第 2 要素はどちらともいえない。

– TVEyes の視聴機能は、その利用者が観たいと思う FOX のコンテンツをほぼ全て視聴することを可能にするため、第 3 要素は FOX に極めて有利に評価される。

– TVEyes は、FOX がライセンス契約に基づく対価を請求できる権利を侵害しているので、第 4 要素は FOX に有利に評価される。

## 4 結論

TVEyes の視聴機能をフェアユースと判断した原審の一部差止命令には法令適用の誤りがあるので、本判決の内容に沿った差止命令に修正する（視聴機能の差止め命じる）よう地裁に差し戻した。

## 5 若干の検討

### (1) 変容的な利用の市場と著作権者の独占権

原審の判断と比較して決定的に異なるのは、第 3 要素と第 4 要素である。特に重要なのは第 4 要素の判断である。

- 原審は HathiTrust 判決に依拠し<sup>14</sup>、原著作物に代替する利用による損害のみ（下線は筆者）が第 4 要素で否定的に評価される損害であるとして、以下に列挙する事実に基づき、第 4 要素について、フェアユースに有利な評価をしている。

– 視聴者が FOX のニュース番組を視聴せず、TVEyes のサービスを利用する結果、収益が下がるとともに、番組の視聴率も低下するという FOX の主張については、FOX の推定にすぎない。

---

<sup>14</sup> 「フェアユースは、利用者が原著作物の代替物を一般に提供することによって原著作物の市場を過度に害することを認めるものではない。それゆえ、書評は、公平で合理的な批評のために著作物をかなり引用することが認められるが、最初の自叙伝の出版の利益を害し、同自叙伝の購入に代替してしまう方法で、出版予定の自叙伝の中核をなす部分から過度に引用することは認められない。」, *Authors Guild v. HathiTrust*, 755 F.3d 87,95-96 (2d Cir. 2014).

- TVEyes のサービスでは放送後 32 日間を経過するとニュースクリップが入手できない。訴訟で対象とされた番組は既に入手できない。
- 32 日間の間にはわずか 560 のクリップが再生されただけで、その平均再生時間は 53.4 秒（11.5 秒～362 秒の範囲）にすぎない。
- 再生された 560 クリップのうち、85.5%は 1 分に満たない再生時間であり、76%は 30 秒未満、51%は 10 秒未満の再生時間。
- 2013 年～2014 年、TVEyes のサービスによって原告のニュースクリップを再生したのは、被告利用者のわずか 5.6%に過ぎない。
- 2003 年 3 月 31 日から 2013 年 12 月 31 日までの間で、サービス利用者が FOX のコンテンツを連続して 30 分以上アクセスした例はわずか 3 件に過ぎず、クリップを連続アクセスして利用した者はいなかった。訴訟の対象となっている作品についても、そのような連続視聴のためにアクセスされた事実がない。
- 典型的な 1 つの月を取り出してみても、キーワード検索結果のクリップを再生した利用者は全体の 1%にも満たない。その利用者のクリップ再生時間の平均は 41 秒。再生されたクリップの 95%は 3 分以下、91%が 2 分以下、82%が 1 分以下。クリップ再生の最長である 10 分間再生されたものは、クリップ全体の 0.8%未満。
- ほとんどのクリップはキーワード検索の結果再生されたもので、日時検索の結果再生されたものは 5.5%未満。
- FOX は、YouTube その他にクリップをライセンスしており、ライセンス市場を害すると主張するが、実際に FOX から TVEyes に契約を切り替えた事例の証明がない。
- 2012 年 7 月 1 日～2013 年 6 月 30 日の第三者へのライセンス収入は FOX の全収益からすれば非常に小さいもので、仮にそのサービスに何らかの影響があるとしても、被告サービスの公益性を考慮すれば、第 4 要素における損害と認識できない。

原審は、FOX のニュースクリップのライセンスの事実を認識しながらも、ニュース視聴サービスと TVEyes のメディアモニタリングサービスの需要と利用形態の違いを認め、FOX のライセンス（潜在的）市場を害するものと認めなかった。

これに対し本判決は、TVEyes のサービスの成功それ自体が、ニュースクリップの検索・提供に対する需要を示すものであり、FOX がライセンスをし得るマーケットがあると結論づけている。

しかし、TVEyes のサービスは、ニュースを視聴させる目的を持っていない。全米のあらゆるニュースを集積したデータベースから検索し、一部視聴により検索結果を確認できるサービスだからこそニーズがある。TVEyes の成功は必ずしも FOX ニュースのライセンスの需要を示すものとは言えず、そもそも両者のライセンス市場は重複しているといえないと思われる。

本判決の判断に従うと、二次的利用者のビジネスが成功した場合、そこに著作権者の潜在的な市場（需要）があることになり、二次的利用者の行為はフェアユースではないとして、すべてのフェアユース事例が第 4 要素で否定されかねない。

本判決は、第 4 要素の規範定立において、「仮に侵害するものであったとしても、伝統的な市場、合理的な市場又は開拓される予定の市場に関する潜在的なライセンスの収益への影響のみが考慮される」ことに言及しているものの、メディアモニタリングサービスの市場と FOX のニュース視聴サービスの市場とを明確に認識でき

ているのか疑わしいように思われる（筆者には、TVEyes のサービスが FOX の視聴サービスに代替するものであるとは思われない）。

そもそも、変容的な目的が認められる場合に、第 4 要素において経済的な損失があってもフェアユースが認められるのは、変容的な利用に関する市場と原著物の本来的な利用（合理的に想定された利用も含む）の市場とが別のものであるからであると考えられる。

この点、ロックバンドの画像の利用について著作権者がライセンスをする意思を有している場合にもフェアユースの成立を認めた **Bill Graham Archives** 事件<sup>15</sup>で、同じ第 2 巡回区控訴裁判所は、「被告による原告の画像の利用は、それらの元々の表現目的とは変容的と言い得るほどに異なっており、このような場合、著作権者は単に、『パロディ、ニュース報道、教育又はその他の自らの創作物の変容的な利用のための市場を開拓し、それらの利用のためにライセンスすることにより』、第三者がフェアユースの市場に参入することを禁止できないと判断する」と述べ、変容的な利用の市場に対する著作権者の独占を否定している。

本判決は、第 1 要素において目的の変容を認めながら、変容的な利用の市場における TVEyes の成功をもって、その市場を著作権者である FOX の合理的な潜在市場であると認定しており、**Bill Graham Archives** 事件における判断と相違するよう思われる。

## (2) TVEyes のサービスは著作物を享受する利用か

**Google Books** 判決と類似性を認識しつつ、本判決が逆の結論に至ったのは、同判決におけるスニペット表示が著作物を享受するものと言えないのに対し、TVEyes のサービスは FOX のニュース視聴サービスに代替する、ニュースという著作物を享受させるサービスであると評価したことにも起因するよう思われる。

原審が細かく認定した利用実態（再生回数や再生時間などの実績）からすると、ニュースを視聴するために利用（享受利用）されていると評価できないと思われるが、本判決は、最大 10 分の再生可能なものとされている点、ニュースが一般に比較的短いものである点などに照らし、視聴目的の利用に代替し得るものと評価した。

## (3) フェアユースの判断において、利用行為が生む公共的な便益は評価されるべきか

原審は、**Google Books** 判決と同様、TVEyes のサービスが公共に与える利益と FOX が被るかもしれない損失の比較を行い、「TVEyes のサービスがなければ、大部分がオンライン上では入手できない毎日の 27000 時間以上の放送番組を検索し、必要な情報を入手する術がない」、「TVEyes のサービスによってもたらされる公共の利益と比較すれば、FOX のサービスと競業する可能性が非常に限られている本件では、仮に損害があるとしても第 4 要素はフェアユースに否定的に働くものではない」と述べ、前者に軍配を上げているが、本判決では、この点の評価が全く行われていない。

第 1 要素の判断で述べているとおり、TVEyes が創り出したものが、他では得られない網羅的なコンテンツ検索データベースであるという点で **Google Books** と極めて類似するものであり、それが公共に与える利益について評価を行わなかったのは適切ではなかったと思われる。

---

<sup>15</sup> **Bill Graham Archives v. Doling Kindersley Ltd.**, 448 F3d 605 (2d Cir.2006).

#### (4) 今後の動向

TVEyes は、本年 3 月、本判決を不服として、en banc（第 2 巡回区控訴裁判所裁判官全員出席による）審理の申し立てを行った。

現在、わが国では、「柔軟な権利制限規定」と一般的に呼ばれる規定を盛り込んだ著作権法改正案が審理中である。

聞くとところによると、条文上の要件として、「著作物に表現された思想又は感情を享受し、又は他人に享受させることを目的としない利用」、「著作権者の利用を不当に害することとなる」といった要件も盛り込まれているようである。フェアユースという法文上の要件が異なる規定をめぐる争いではあるが、本判決は、前述のとおり、享受利用としての評価、著作権者が独占する市場の解釈をめぐる判断でもあり、日本への示唆に富む。

第 2 巡回区控訴裁判所が en banc 審理を行うのか、その動向が注目される<sup>16</sup>。

以上

---

<sup>16</sup> フェアユース解釈を先導してきた第 2 巡回区控訴裁判所が今後のフェアユース解釈の指針を示すことを期待したい。